

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月1日

宮城県知事 村井嘉浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン石巻ショッピングセンター

石巻市蛇田西部土地区画整理事業15街区

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオントリーテール株式会社代表取締役 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 市町村の意見の概要

イオン石巻ショッピングセンターは集客能力が高く、周辺道路は日頃から混雑している状況にあり、東日本大震災の復興に携わる大型車両の通行量も多いため、今回の計画の開店時刻と駐車場の利用時刻の繰り上げにより早朝の自動車等の往来が増すことが考えられる。また、当該地域は蛇田中学校に隣接し、住宅地が形成されている。

そのため、登校中の児童生徒との接触事故が危惧されるほか、静穏が求められる地域でもある。

以上から、同センター周辺の交通安全対策についての最善の配慮を希望し、自動車交通騒音等の影響に留意した駐車場利用の対策を講じられたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

平成25年2月1日から平成25年3月1まで（ただし、閉庁日を除く。）